

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市は、中心市街地にある18の商店街や、大型店舗により商業拠点が形成されていた。

しかし、近年のモータリゼーションの進展等により、郊外部への宅地開発や企業の活動が広域化し、その過程で大型商業施設などが郊外に出店したことや、幹線道路沿いのロードサイド店の進出により、中心市街地では、経済活動の衰退・空洞化という問題が深刻化している。

こうした中、前計画において、集客の核となる商業拠点の創出や、買い物の場として楽しめる魅力ある店舗の創出のために、商店主の育成や店舗改善、一店一逸など個店の魅力向上、空き店舗対策や創業支援などを進めてきた。

その結果として、商業施設一部の店舗の中には、若者を中心に多くの来訪者があり賑わいをみせるなど一定の効果はあった。また、オリオンスクエア周辺においても、ハード整備と連携したソフト事業展開により一定の成果が見られたが、一部エリア内に効果がとどまった状況となっている。

こうした状況下や近年の社会経済状況の不安定さや再開発ビルの商業床への出店不振等もあり、中心市街地では、小売店店舗数、従業員数、年間小売販売額、売り場面積のいずれも減少している。

(2) 商業の活性化の必要性

平成23年に実施した地域消費動向調査によると、市民が中心市街地に求めるものは、核となる大型店舗、行きたいと思える商業施設、魅力的な店舗、賑わいのある街などが挙げられている。

中心市街地においては、郊外型大規模商業施設との差別化により商業環境の再生を図る必要がある。

前計画において実施した事業の効果は一部エリア内にとどまった状況がうかがえることから、周辺エリアを含め効果を波及させるには、効果の薄かったエリアに新たなにぎわい拠点を形成し、各エリアを結ぶ回遊ルートを整備することが必要である。

また、各事業は行政が主体となり進めるという考えになりがちであるため、主体の明確化が不足していたこと、同時に、関係者が主体となって活動できる仕組みをつくる役割を行政が十分に果たせていないことも挙げられている。

これらを踏まえると、商店街の活性化ではイベント等の一過性傾向を解消し、重点エリアにおける魅力作りを行うため、中心商店街の再生への取り組みを本計画の主要コンテンツにする中で、当事者等が主体となって活動できる仕組みを作る必要がある。

また、前計画においては、官主導の事業が展開されていたが、真に中心市街地を活性化するた

めには、民間主体のまちづくりを進めることが必要不可欠である。

具体的には、本計画においては、中心市街地の中心であるエリアについて、官民が一体となって市内外からの関心を引き寄せ、投資やノウハウを呼び込む仕組みを構築するとともに、推進主体を明確にして確実に、中心商店街の再生に具体的かつ重点的に取り組んでいく必要がある。

以上の事から、商店等民間が活力を発揮する仕組みとその推進のためにストリート再生チーム事業に取り組む。

また、それらの活動を支援し、より円滑な活性化の取り組みが行われるよう、小グループ自主的取組支援事業や内容を拡充した空き店舗活用事業等により「人が集う魅力的な商店街」を創造する。

さらに、甲府中央一丁目地区優良建築物等整備事業において、ビル整備後の施設の活用や周辺環境の向上について官民一体となり推進する。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて改善措置を講じる。また、基本計画の認定にあわせて設置する中心市街地まちづくり会議において、定期的に事業の検証を行う他、数値目標の達成状況等を分析し、目標達成に向けた効果的な事業実施を図るものとする。

[2] 具体的な事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定 ○内容 中心市街地において大店法の規制を緩和する区域の指定を継続 ○実施時期 H21～H31	山梨県	中心市街地において大規模小売店舗立地法の規制を緩和する区域を指定するものであり、大規模小売店舗の活性化につながるものである。 商店街の活性化にも寄与することから、見て楽しみ、買って楽しめる中心市街地を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 大規模小売店舗立地法の特例 ●実施時期 H21～H31	